

秋田県条例第四十一号

秋田県ケアラー支援条例

少子高齢化や核家族化の進行、共働き家庭の増加などの社会的な変化を背景に、家族や近親者などに、無償で介護や看護、日常生活上の世話などを行っているケアラーが増加している。

こうしたケアラーについては、家庭内のデリケートな問題のため表面化しにくい上、自らがケアラーであることを認識していないケースも多く、周囲からの支援が行き届かず社会的に孤立してしまうおそれがある。

特に、ヤングケアラーである子どもや若者については、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任を負い、負担を抱えることで、本人の育ちや勉強、友人との遊びに支障を来すなど、将来にわたって影響が及ぶことが懸念されている。

こうした課題を解決していくためには、ケアラーに関する県民の理解を深めていくとともに、ケアラーが地域の中で孤立せず安心して暮らせるように、社会的な変化に対応しながら社会全体で支えていく体制づくりを進めていく必要がある。

ここに、全ての県民が希望を持ち、自分らしく生きることができる社会の実現に向けて、ケアラーとその家族を地域で支えていくための環境づくりなど、ケアラー支援に必要な施策の一層の充実を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、ケアラーへの支援（以下「ケアラー支援」という。）に関し、基本理念を定め、並びに県及び県議会の責務並びに市町村、県民、事業者、支援団体及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策の基本的な事項を定めることにより、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、ケアラーの負担の軽減及び解消を図り、全ての県民が自分らしく生きることができる社会の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 ケアラー 高齢、身体上又は精神上の障害、疾病等の理由により援助を必要とする親族、友人その他身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助を過度に行っていると認められる者をいう。
- 二 ヤングケアラー ケアラーのうち、子ども及び若者をいう。
- 三 事業者 県内に事務所又は事業所を有し、事業活動を行う者をいう。

四 支援団体 ケアラー支援を行うことを目的とする民間団体をいう。

五 関係機関 介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行い、その業務を通じて、日常的にケアラーに関わる可能性がある機関をいう。

（基本理念）

第三条 ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう行われなければならない。

2 ケアラー支援は、ケアラーによる介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を受けている者及び当該ケアラーの家族の尊厳及び権利に十分に配慮し、それらに対する支援と一体的に行われなければならない。

3 ケアラー支援は、県、市町村、県民、事業者、支援団体及び関係機関の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないように社会全体で支えるよう行われなければならない。

4 ヤングケアラーへの支援は、ヤングケアラーの適切な教育の機会を確保し、心身の健やかな成長及び発達並びに自立が図られるよう行われなければならない。

5 ヤングケアラーへの支援は、ヤングケアラーが家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行わなければならない状況を脱して夢や目標を持てる社会を実現するよう行われなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ケアラーの早期発見に努めるとともに、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 県は、ケアラー支援に関する施策を市町村、県民、事業者、支援団体及び関係機関と連携し、協力して行うものとする。

（県と市町村等との連携）

第五条 県は、ケアラー支援に関する施策の実施に当たっては、基本理念にのっとり、市町村又は関係機関の主體的な取組を積極的に支援するよう努めるものとする。

（県議会の責務）

第六条 県議会は、基本理念にのっとり、必要に応じてケアラー、事業者、支援団体、関係機関から意見の聴取を行い、ケアラーの置かれている状況を把握し、ケアラー支援の必要性について十分に理解を深めるよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第七条 市町村は、基本理念にのっとり、ケアラーの早期発見に努めるとともに、ケアラーの置かれている状況及びケアラー支援の必要性について十分に理解を深め、ケアラーが孤立しないように配慮するよう努めなければならない。

2 市町村は、県が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の役割)

第八条 県民は、基本理念にのっとり、ケアラーの置かれている状況及びケアラー支援の必要性について十分に理解を深め、ケアラーが孤立しないように配慮するとともに、県及び市町村が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第九条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーの置かれている状況及びケアラー支援の必要性について十分に理解を深め、ケアラーが孤立しないように配慮するとともに、県及び市町村が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、従業員がケアラーであると認められるときは、その勤務について配慮するよう努めなければならない。

3 事業者は、前項の従業員が支援を希望するときは、県、市町村、支援団体及び関係機関に対し情報提供を行うよう努めなければならない。

(支援団体の役割)

第十条 支援団体は、基本理念にのっとり、ケアラーの置かれている状況及びケアラー支援の必要性について十分に理解を深め、ケアラーが孤立しないように配慮するとともに、県及び市町村が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係機関の役割)

第十一条 関係機関は、基本理念にのっとり、ケアラーの置かれている状況及びケアラー支援の必要性について十分に理解を深め、ケアラーが孤立しないように配慮するとともに、県及び市町村が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 関係機関は、自らがその業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりがある者がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重した上で、当該ケアラーの健康状態及び生活環境等を確認するよう努めなければならない。

3 関係機関は、支援を必要とするケアラーに対して、ケアラー支援に関する情報提供、適切な支援団体、関係機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

(協議会の設置)

第十二条 県は、ケアラー支援に関する総合的かつ計画的な施策の推進を図るため、県、市町村及び支援団体等で組織する協議会を設置するものとする。

（基本計画）

第十三条 県は、ケアラー支援に関する総合的かつ計画的な施策の推進を図るため、基本的な計画を定めるものとする。

（事業者等への支援）

第十四条 県は、ケアラーであると認められる従業者を雇用する事業者及び支援団体への支援に関する施策を講ずるよう努めるものとする。

（普及啓発）

第十五条 県は、県民がケアラーの置かれている状況及びケアラー支援の必要性について十分に理解を深め、社会全体としてケアラー支援が推進されるための啓発活動その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（人材育成等）

第十六条 県は、ケアラー支援に関する施策の推進に寄与する人材の育成を図るための研修の実施、情報提供、人材の確保その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（ヤングケアラーの相談体制の強化）

第十七条 県及び市町村は、ヤングケアラーを早期発見することができるよう学校その他の教育に関する業務を行う機関と連携を図りながら、ヤングケアラーに係る相談体制の強化その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（支援団体等との連携）

第十八条 県及び市町村は、児童、生徒、学生及びそれらの家族がヤングケアラーであると認められるときは、それらの意向を十分に尊重し、信頼関係を構築した上で教育の確保のために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 県及び市町村は、前項のヤングケアラーが支援を希望するときは、支援団体及び関係機関に対し情報提供を行うよう努めなければならない。

（推進体制の整備）

第十九条 県は、ケアラーの抱える問題の解消に向けて必要な体制の整備に努めるものとする。

（財政措置）

第二十条 県は、ケアラー支援に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。